

畜 第 1 0 7 2 号
令和 3 年 12 月 14 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長

牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた防疫
対策の周知及び飼養衛生管理基準等の指導の徹底等について（依頼）

日頃より、本県の家畜衛生対策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和 3 年 12 月 7 日に国において開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 84 回牛豚等疾病小委員会及び第 16 回拡大豚熱疫学調査チーム合同検討会において、別添の「群馬県前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言」がまとめられました。

今回の提言では、更衣や消毒など日常の衛生管理において注意が必要な事項が示されております。

つきましては、提言を踏まえ、特に、①農場周囲の消毒等、②離乳舎における衛生管理、③消毒液濃度及び交換頻度等、豚熱の侵入防止対策に留意した飼養衛生管理基準遵守の徹底について、貴傘下会員等への周知をお願いいたします。

検討会概要の掲載先

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/usibuta_sippe/84/attach/pdf/211207-1.pdf

家畜衛生係 有島・西中川
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599



群馬県前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言

令和3年12月7日

牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム

1. 農場周囲の消毒等（養豚農家向け対策）

一定地域内で発生が見られた群馬県の4事例では、地域内に野生いのししの生息、豚熱の複数個体の感染が確認されており、感染性ウイルスが存続していると考えられた。また、疫学調査チーム現地調査では、農場柵の周辺で獣道やいのししと思われる掘り返し跡が確認された他、農場内に山間部から流れる小川が存在し、大雨により堆積物が農場内にたまった事例も確認されており、農場近傍の環境に豚熱ウイルスが存在していたことが想定される。また、感染いのししの確認地点だけでなくいのししの生息域全体に感染いのししが存在する可能性があることに注意することが必要である。

このため、野生いのししで陽性が確認され、農場近傍までのいのししの接近が想定される地域においては、感染いのししのウイルスが農場に侵入するリスクが高く、飼養豚への感染が起りやすいことを再認識し、①農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林及び河川などいのししが隠れる場所の伐採・整理整頓、②柵外側の定期的な消毒等により農場周囲にいのしし・ウイルスを近づけない取り組み、③農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒の徹底が重要である。また、農場外の措置については生産者だけでは実施が困難であることから、野生いのししの捕獲等やサーベイランスを含めて地域一体となった対応が求められる。

2. 離乳舎における衛生管理（令和3年7月7日提言（3））（養豚農家向け対策）

(1) 発生は主に離乳舎のワクチン接種前後の豚で確認された。殺処分前検査の結果、早期にワクチンを接種した離乳豚群でも感染が確認されており、ワクチンのみで感染を防ぐことが困難である。このため、免疫を獲得していない豚群では特に感染がおこりやすいことを念頭に置いて、豚舎に出入りする際にウイルスを持ち込まない衛生対策（飼養衛生管理基準項目25、26、28）が重要である。

具体的には、

① 畜舎内用の長靴への履き替え

畜舎外で使用した靴がウイルスで汚染している可能性があることを念頭に、必ず長靴の履き替えを行い、長靴を脱ぐ場所と履く場所の間をスノコなどで区切ることで交差汚染を防ぐ。履き替え場所を腰掛程度の高さがある台で区切ると、履き替えをせずに立ち入ることが物理的に困難となることから、より効果的に履き替えを促すことができる。また、長靴は使用後に洗浄し有機物を除去した上で消毒することで常に清潔にしておくことが重要。

② 畜舎内用衣服への更衣

畜舎外で使用した衣服はウイルスで汚染している可能性があることを念頭に、畜舎

4. 知事認定獣医師の教育（獣医師、都道府県向け対策）

群馬県の4事例についてはいずれも知事認定獣医師を活用していたが、認定獣医師は定期的に農場に立入り、日常の衛生管理を間近で確認できることから、ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築することも有効である。

5. 山林等に入った際の注意事項（山林に立ち入った方向け対策）

野生いのししで感染が確認された地域においては、いのししが生息している山林等の土などにウイルスが存在している可能性がある。このため登山や狩猟などで山林に立ち入った方は、山林からウイルスを持ちかえないため靴や衣服に付着した土を山で落とし、帰宅後、靴・衣服の洗浄を行うとともに、1週間程度は家畜がいる施設に近寄らないよう注意喚起が必要である。

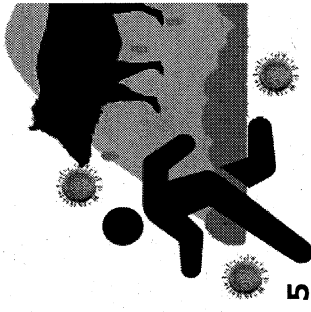
また、いのししにおける豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスを強化するため、いのししの死体を見つけた場合は管轄の自治体への連絡を強化する必要がある。

6. その他

上記1～5の衛生対策を徹底していくとともに、今後、疫学調査で得られたウイルスの遺伝子解析や、殺処分時に実施した免疫付与状況検査の結果等の精査を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。

豚熱感染いのしし生息エリアの養豚場における衛生対策のポイント

- 農場周囲の消毒等
 - 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのししが隠れる場所の伐採・整理整頓
 - 柵外側の定期的な消毒等により農場にいのしし・ウイルスを近づけない
 - 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
- 離乳舎における衛生管理
 - 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立ち入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
 - 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
- 消毒液濃度及び交換頻度
- 知事認定獣医師の教育
- 山林等に入った際の注意



5 土を持ち込まない

2-(1)

①② 専用靴・衣服の使用、③ 手指消毒

1-①

伐採・整理整頓

2-(1)④

離乳豚や餌の運搬時には事前に運搬用具全体と手指を消毒(畜舎出入口でタイヤ周り再消毒)

1-②

柵外側の定期消毒

2-(2)

壁や天井の点検・修繕

1-③

区域内の定期消毒

3

1日1回交換

4

衛生管理指導

衛生管理区域

登山者・キャンパーや山林内で作業する皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をおねがいします。

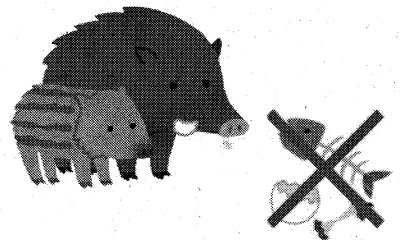
野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。



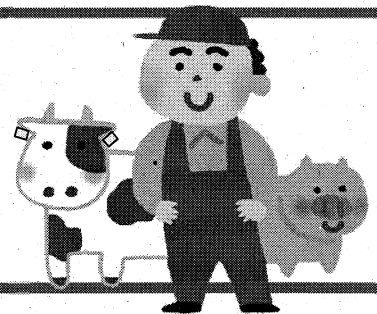
1 ウイルスは土にも含まれます。
靴の泥は山で落としましょう。



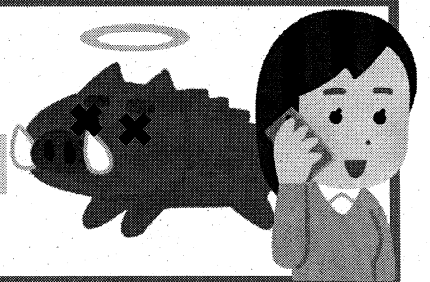
2 いのししを誘引しないよう
残飯は持ち帰りましょう。



3 家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



4 いのししの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。

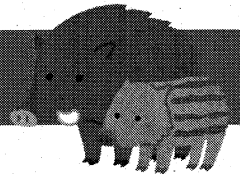


農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



豚熱についてもっと詳しく

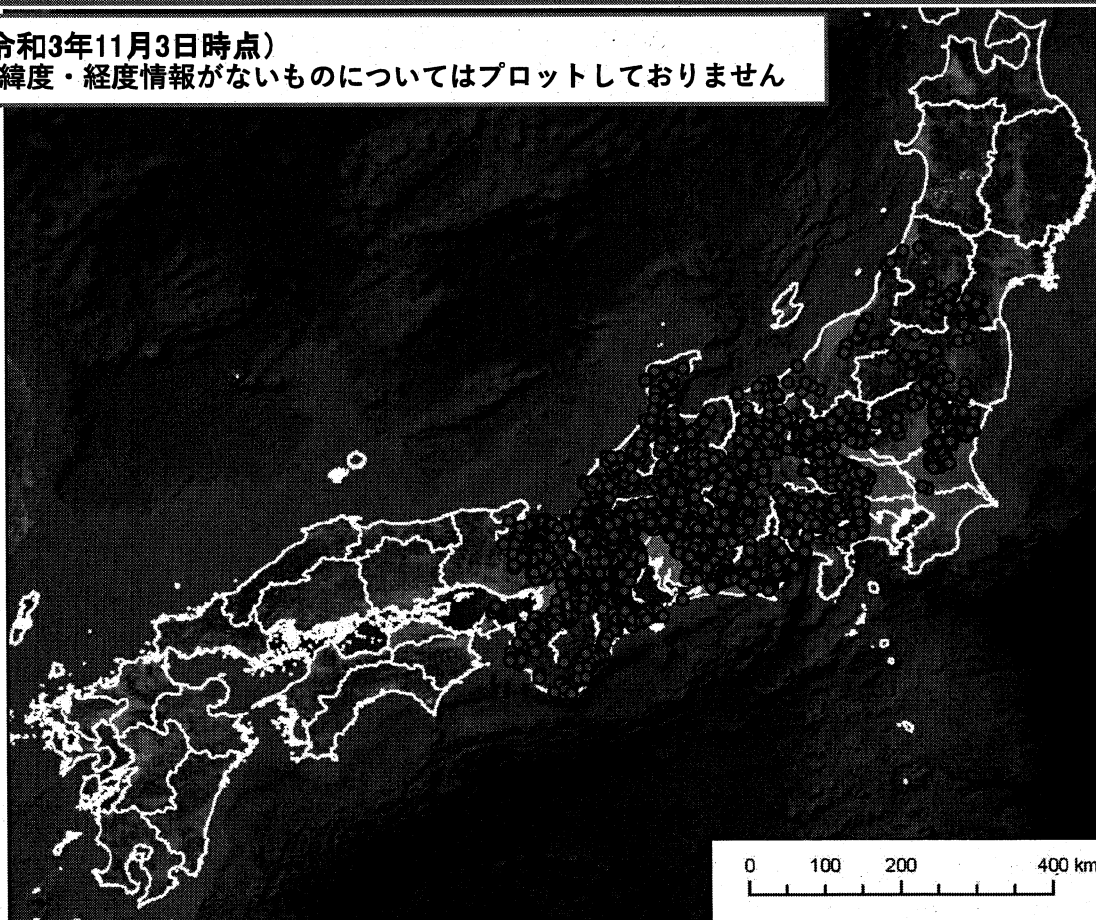


- 豚熱(旧称:豚コレラ)は、ウイルスによる豚・いのししの病気で、人には感染することはない、仮に感染した豚肉や内臓を食べても人体に影響はありません。平成30年9月から国内の豚・いのししで感染が確認されています。
- 養豚農場で感染が確認された場合、治療法がないことから、他の養豚農場に広がらないよう、発生農場の豚を処分することが家畜伝染病予防法で規定されています。
- 養豚農場の豚への感染を防ぐためには、野生いのししと豚との接点を断つことが重要です。
- 感染した野生いのししが生息する地域の土等にはウイルスが含まれます。山に入った後、下山する前に登山口等で靴等の泥を落としてください。山に入った服装のまま、家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- 残飯を放置することで、人が行き来する登山道等に野生いのししを誘引することになり、登山者の皆さんがウイルスを持ち帰る可能性が高くなります。残飯は放置せず、必ず持ち帰りましょう。
- また、アフリカ豚熱という豚熱とは別の病気が、近隣のアジア諸国等で流行しています。豚熱同様、人には感染しませんが、野生いのししへのアフリカ豚熱感染を防ぐ意味でも、残飯は確実に持ち帰るようにお願いします。
- 感染した野生いのししの死体を放置すると、死体と接触した野生いのししからウイルスが広がる可能性があります。このため、野生いのししの死体は速やかに処理する必要があることから、発見時にはただちに管轄の自治体へ連絡するようお願いいたします。

日本における豚熱感染野生いのしし発見地点

(令和3年11月3日時点)

※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません



●
感染いのしし
確認地点